

様式第二号の八（第八条の四の五関係）
(第 1 面)

産業廃棄物処理計画書		令和 7 年 6 月 24 日
豊橋市長 殿		
提出者		
住所 豊橋市飯村町字高山159番地3		
氏名 豊立工業株式会社 代表取締役 伊藤 淳		
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
電話番号 0532-62-2276		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。		
事業場の名称	豊立工業株式会社	
事業場の所在地	豊橋市飯村町字高山159番地3	
計画期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項		
① 事業の種類	0 6 : 総合工事業	
② 事業の規模	元請完成工事高 : 1 1 9 , 6 5 7 万円	
③ 従業員数	2 8 人	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り	

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 本社工事部 └─ 土木部部长(総括責任者) └─ 土木部課長(産業廃棄物処理責任者) └─ 工事現場担当者			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・がれき類、廃プラスチック類、木くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、汚泥はそれぞれに分別		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・特になし		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				
①現状	【前年度（令和6年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	—	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	—	t	— t
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	—	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	—	t	— t
	(今後実施する予定の取組)			
産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
①現状	【前年度（令和6年度）実績】			
	産業廃棄物の種類		別紙の通り	
	全処理委託量		t	t
		優良認定処理業者への処理委託量	t	t
		再生利用業者への処理委託量	t	t
		認定熱回収業者への処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)			

	②計画	【目標】			
		産 業 廃 棄 物 の 種 類		別紙の通り	
		全 処 理 委 託 量		t	t
			優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
			再生利用業者への処 理 委 託 量	t	t
			認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
			認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への 処 理 委 託 量	t	t
		(今後実施する予定の取組)			

※事務処理欄	
--------	--

(第1面)の別紙

当該事業において現に行っている事業に関する事項

④産業廃棄物の一連の処理工程

道路建設工事

側溝工事：がれき類(コンクリート塊)→再生処理業者に委託して、再生砕石として再資源化
舗装工事：がれき類(アスファルト塊)→再生処理業者に委託して、再生砕石として再資源化
塩ビ管移設工事：廃プラスチック類→最終処分業者に委託して、埋立処分
構造物取壊工事：汚泥(建設汚泥)→中間処理業者に委託して脱水後、砂、砂利として再資源化
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず→再生処理業者に委託して再生路盤材として再資源化
伐採工事：木くず→再生処理業者に委託して、チップとして再資源化

河川工事

護岸工事：がれき類(コンクリート塊)→再生処理業者に委託して、再生砕石として再資源化
舗装工事：がれき類(アスファルト塊)→再生処理業者に委託して、再生砕石として再資源化
伐採工事：木くず→再生処理業者に委託して、チップとして再資源化

維持修繕工事

伐採工事：木くず→再生処理業者に委託して、チップとして再資源化

	【前年度（令和6年度）実績】									
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類	紙くず*	木くず*	ガラス・陶磁器くず*	がれき類 （アスファルト塊）	がれき類 （コンクリート塊）	混合物	
	排出量	5.36 t	21.33 t	0.40 t	374.86 t	2.60 t	1153.90 t	366.64 t	14.20 t	
①現状	（これまでに実施した取組）									
	・現場での排出時に、廃棄物の種類の完全分別する。 ・委託業者は、再利用業者への処理委託。									
	【目標】									
	産業廃棄物の種類	木くず*	がれき類 （アスファルト塊）	がれき類 （コンクリート塊）						
	排出量	300 t	1000 t	300 t						
②計画	（今後実施する予定の取組）									
	・受注内容により種類・量は異なるが、廃棄物の完全分別・再資源化を各現場担当者に徹底させる。									

①現状

①現状	【前年度（令和6年度）実績】									
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類	紙くず	木くず	ガラス・陶磁器くず	がれき類 （アスファルト塊）	がれき類 （コンクリート塊）	混合物	
	全処理委託量	5.36 t	21.33 t	0.40 t	374.86 t	2.60 t	##### ##	366.64 t	14.20 t	
	優良認定処理業者への		0.43 t		359.77 t				14.20 t	
	再生利用業者への 処理委託量	5.36 t			374.58 t	2.60 t	##### ##	366.64 t		
	認定熱回収業者への 処理委託量									
	認定熱回収業者以外 の 熱回収を行う業者へ									
	（これまでに実施した取組） ・出来る限り再生利用業者への処理委託を行い、最終処分量の低減を図る。									

【目標】

②計画	【目標】									
	産業廃棄物の種類	木くず	がれき額 (アスファルト塊)	がれき額 (コンクリート塊)	—	—	—	—	—	—
	全 処 理 委 託 量	300 t	1000 t	300 t						
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	300 t	1000 t	300 t						
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	300 t	1000 t	300 t						
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量									
	認定熱回収業者以外 の 熱回収を行う業者へ									
	(今後実施する予定の取組) ・優良認定処理業者を選定する。									

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 令 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書		令和 7年 6月 30日
豊橋市長 殿		
提出者		
住所		豊橋市南大清水町字藤ヶ谷214-1
氏名		(株)幡野ファーム 代表取締役幡野正二
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
電話番号		0532-25-1586
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。		
事業場の名称	(株)幡野ファーム 大清水農場	
事業場の所在地	豊橋市南大清水町字藤ヶ谷342	
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項		
① 事業の種類	01：農業	
② 事業の規模	成鶏 350000羽	
③ 従業員数	14人	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	動物の糞尿：再生利用業者へ委託処理 動物の死体：自ら堆肥化	

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 事業主 (総合責任者) 一場長 (廃棄物管理に関わる全ての実務担当)			

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度 (6年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	動物の糞尿	動物の死体
	排 出 量	2592 t	35 t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動物の糞尿	動物の死体
	排 出 量	2370 t	30 t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		

産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 該当なし
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 該当なし

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	35 t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	30 t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		
1			
①現状	【前年度（ 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	動物の死体	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 概要なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動物の死体	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				
①現状	【前年度（ 6年度）実績】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量		t	t
	(これまでに実施した取組) 概要なし			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし			
産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
①現状	【前年度（ 2年度）実績】			
	産業廃棄物の種類		動物の糞尿	
	全処理委託量		2592 t	t
		優良認定処理業者への処理委託量	t	t
		再生利用業者への処理委託量	2592 t	t
		認定熱回収業者への処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 再生利用業者に処理委託			

②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類		動物の糞尿	
	全処理委託量		2592 t	t
		優良認定処理業者への処理委託量	t	t
		再生利用業者への処理委託量	2592 t	t
		認定熱回収業者への処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 継続して再生利用業者へ委託し、適正処理する			
	※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和7年6月30日	
豊橋市長 殿	
提出者	
住 所 大阪市中央区平野町一丁目5番7号	
氏 名 （株）長谷工コーポレーション 関西	
関西建設部門 常務執行役員 金円富士雄	
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 06-6203-4985	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	（株）長谷工コーポレーション関西
事業場の所在地	（該当管轄内事業所）
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合建設業
②事業の規模	2,783,873,000円
③従業員数	567名（社員及び派遣社員 3月31日付）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別添 2 管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・場内にて脱水後、排出した（汚泥） ・資材・商品の作業所搬入の際の梱包材を省力化し、排出量を削減した（廃プラ・ダンボール・建設系混合廃棄物） ・分別収集の徹底により建設系混合廃棄物の排出量を削減した（建設系混合廃棄物） ・場内で再利用できる資材は極力再利用の徹底をはかった（廃プラ） ・配管材・衛生器具・家具等の梱包をなくし発生を抑えた（廃プラ・ダンボール・建設系混合廃棄物） ・プレカット・ユニット化を促進、作業所での加工をなくすことで廃棄物の発生を抑えた（廃プラ・金属くず・建設系混合廃棄物）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・上記取り組みをさらに推進・強化する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃プラ、ダンボール、金属くず、ガラスくず、がれき類、混合廃棄物等の分別の徹底を推進。 ・廃プラスチック類の細分別の実施。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・上記取り組みをさらに推進・強化する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	t
	（これまでに実施した取組） ・ 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	t
	（今後実施する予定の取組） ・ 特になし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	t
	自ら中間処理により減量し た 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	t
	（これまでに実施した取組） ・ 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	— t
	自ら中間処理により減量す る 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組） ・ 特になし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	（これまでに実施した取組） ・ 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	t
	（今後実施する予定の取組） ・ 特になし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・ 新規業者採用の際、過去の処理実績・取引先を重視して審査を実施した ・ リサイクル率の高い処理業者を優先的に採用した ・ 電子マニフェスト登録されている業者を採用した ・ 新規業者の採用を控え、現在取引のある業者には随時処理状況の現地確認を行った ・ 優良認定業者を優先的に採用した		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・現状の取り組みを継続して実施していく。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

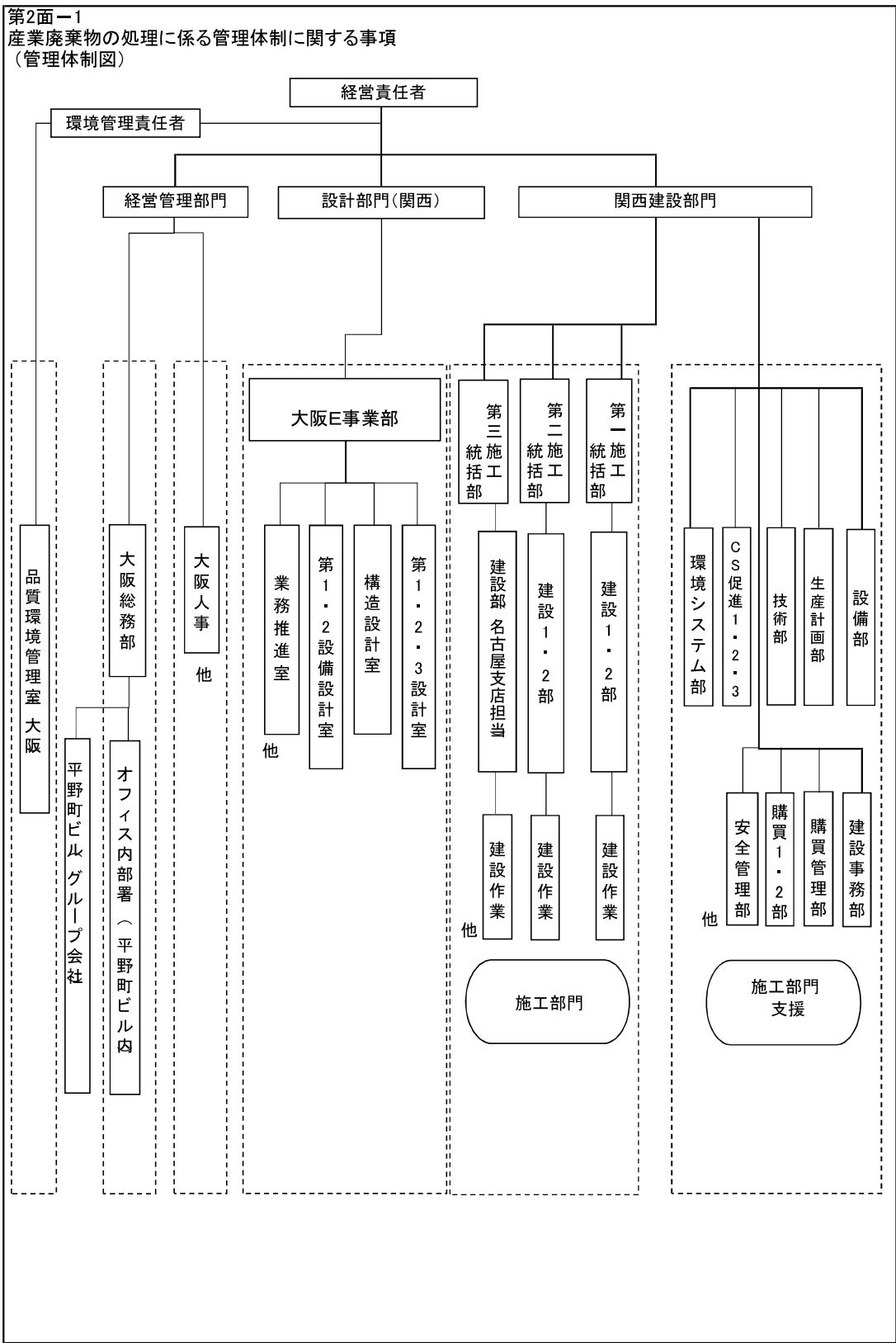
別添 1 処理工程図

第1面

④産業廃棄物の一連の処理の工程

- ・建設汚泥→再生処理業者に委託して、脱水・固化等により再資源化
- ・廃プラスチック類→再生処理業者に委託して、破碎し、RPF化により再資源化、または焼却により熱回収
- ・廃プラスチック類→再生処理業者に委託して、破碎・焼成し、セメント原材料、再生碎石、骨材として再資源化
- ・廃プラスチック類→再生処理業者に委託して、選別・破碎・減容固化し、再生燃料として再資源化
- ・木くず→再生処理業者に委託して、破碎し、パーティクルボードとして再資源化
- ・木くず→再生処理業者に委託して、破碎・選別し、パルプ原料として再資源化
- ・木くず→再生処理業者に委託して、選別・破碎し、燃料用チップとして再資源化
- ・紙くず→再生処理業者に売却して、破碎・溶解し、再生紙原料として再資源化
- ・紙くず→再生処理業者に売却して、破碎し、再生燃料として再資源化
- ・金属くず→再生処理業者に売却して、破碎し、製鋼原料として再資源化
- ・繊維くず（廃畳類）→中間処理業者に委託して、破碎し、埋立処分
- ・ガラス・陶磁器くず→再生処理業者に委託して、選別・破碎し、再生路盤材として再資源化
- ・ガラス・陶磁器くず→再生処理業者に委託して、破碎し、路盤材原料として再資源化
- ・その他がれき類→再生処理業者に委託して、破碎し、再生碎石として再資源化
- ・がれき類（コンクリート塊）→再生処理業者に委託して、破碎し、再生碎石として再資源化
- ・がれき類（アスファルト・コンクリート塊）→再生処理業者に委託して、破碎し、アスファルト骨材として再資源化
- ・がれき類（アスファルト・コンクリート塊）→再生処理業者に委託して、破碎し、一般販売
- ・廃石膏ボード→再生処理業者に委託して、破碎し、セメント原材料として再資源化
- ・廃石膏ボード→再生処理業者に委託して、破碎し、再生ボード原料として再資源化
- ・石綿含有（がれき類）→最終処分業者に委託して、埋立処分
- ・石綿含有（ガラス・陶磁器くず）→最終処分業者に委託して、埋立処分
- ・石綿含有（廃プラスチック類）→最終処分業者に委託して、埋立処分
- ・混合廃棄物（管理型）→中間処理施設において分級・縮減後、再生処理業者に委託して再資源化と最終処分業者に委託して埋立処分

別添 2 管理体制図



産業廃棄物処理計画書 別紙集計表

現状:前年度(令和6年度)実績量

計画:今年度(令和7年度)計画量(目標)

単位:トン

産業廃棄物の種類	排出抑制		自ら再生利用を行った(行)量		自らの行う中間処理				自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った(行)量		処理の委託									
	排 出 量				自ら熱回収を行った(行)量		自ら中間処理により減量した(する)量				全 処 理 委 託 量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画		
汚泥	4,666.20	4,199.58	—	—	—	—	—	—	—	—	4,666.20	4,199.58	0.00	0.00	4,666.20	4,199.58	0.00	0.00	0.00	0.00
廃プラスチック類	60.38	54.34	—	—	—	—	—	—	—	—	60.38	54.34	60.38	54.34	60.38	54.34	0.00	0.00	0.00	0.00
木くず	59.68	53.71	—	—	—	—	—	—	—	—	59.68	53.71	59.68	53.71	59.68	53.71	0.00	0.00	0.00	0.00
ガラス陶磁器等くず	8.00	7.20	—	—	—	—	—	—	—	—	8.00	7.20	8.00	7.20	8.00	7.20	0.00	0.00	0.00	0.00
廃石膏ボード	24.96	22.46	—	—	—	—	—	—	—	—	24.96	22.46	24.96	22.46	24.96	22.46	0.00	0.00	0.00	0.00
コンクリート片	822.58	740.32	—	—	—	—	—	—	—	—	822.58	740.32	822.58	740.32	822.58	740.32	0.00	0.00	0.00	0.00
アス・コン片	21.46	19.31	—	—	—	—	—	—	—	—	21.46	19.31	21.46	19.31	21.46	19.31	0.00	0.00	0.00	0.00
その他がれき類	249.68	224.71	—	—	—	—	—	—	—	—	249.68	224.71	249.68	224.71	249.68	224.71	0.00	0.00	0.00	0.00
建設混合廃棄物(管理型)	60.45	54.41	—	—	—	—	—	—	—	—	60.45	54.41	60.45	54.41	60.45	54.41	0.00	0.00	0.00	0.00

産業廃棄物処理計画書		2024(令和7)年06月27日
豊橋市長 殿		
提出者		
住所 〒441-3126 豊橋市富士見町208番地		
氏名 宝和工業株式会社 豊橋工場		
代表取締役 落合賢樹		
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
電話番号 TEL：0532-21-1551(代)		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、 2025(令和7)年度 の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。		
事業場の名称	宝和工業株式会社 豊橋工場	
事業場の所在地	〒441-3126 豊橋市富士見町208番地	
計画期間	2027(令和7)年4月1日 ～ 2026(令和8)年3月31日	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項		
① 事業の種類	(E：製造業) 31:輸送用機械器具製造業	
② 事業の規模	製造品出荷額：13,327百万円	
③ 従業員数	240人	
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	0600：廃プラスチック類(端材) ⇒中間処理業者で圧縮固化し、固形燃料(RPF)(資源化)した物を、処理業者の取引先で再生利用。 0600：廃プラスチック類(混合) ⇒中間処理業者で焼却後、熔融スラグ(セメント材料、アスファルト骨材)(資源化)した物を、処理業者の取引先で再生利用。	

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
(全社) 最高経営層(経営本部) (総括責任者) ---
(豊橋) 環境管理委員会(総括責任者) ---
(豊橋) ISO事務局(管理責任者) .

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(2024(令和6)年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	0600:廃プラスチック類	その他産業廃棄物(うち特別管理)
	排出量	1,241.7 t	12.7 t (うち3.2 t)
	(これまでに実施した取組) ・生産工程で発生する排出物の削減、分別の徹底。 ・作業方法の見直し。 ・原材料の代替、変更。 ・有価物取引		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	0600:廃プラスチック類	その他産業廃棄物(うち特別管理)
	排出量	1,204.4 t	12.3 t (うち3.1 t)
	(今後実施する予定の取組) ・生産工程で発生する排出物の削減、分別の徹底。 ・作業方法の見直し。 ・原材料の代替、変更。 ・有価物取引		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃プラスチック類の分別による処理業者での再資源化。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃プラスチック類の分別による処理業者での再資源化。 ・分別による有価物取引の拡大。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（2023(令和5)年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) ・実績なし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実績なし。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（2023(令和5)年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類(ウレタン屑・木屑・紙屑)	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) ・焼却可能な廃棄物の分別 ・焼却施設を利用した減容化（中間処理）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類(ウレタン屑・木屑・紙屑)	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) ⇒焼却施設の廃止（老朽化）：2021.07.31付。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				
①現状	【前年度（2023(令和5)年度）実績】			
	産業廃棄物の種類		—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量		0 t	t
	(これまでに実施した取組) ・実績なし			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類		—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		0 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・予定なし			

①現状	【前年度（2024(令和6)年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		0600:廃プラスチック類 ほか(特管) 産業廃棄物
	全処理委託量		1,241.7 t 12.7t(うち3.2 t)
		優良認定処理業者への処理委託量	1203.8 t 12.7t(うち3.2 t)
		再生利用業者への処理委託量	37.9 t 0 t
		認定熱回収業者への処理委託量	0 t 0 t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t 0 t
	(これまでに実施した取組) ・分別により、保管、収集、運搬の適正化を図った。 ・分別により、再生、処理の適正化を図った。		

②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類		0600:廃プラスチック類	(特別管理) 産業廃棄物
	全処理委託量		1,204.4 t	12.3t(うち3.1 t)
		優良認定処理業者への処理委託量	1,167.7 t	12.3t(うち3.1 t)
		再生利用業者への処理委託量	36.7 t	0 t
		認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・取引先の選定⇒優良認定処理業者を優先する。 ・再生利用業者への処理委託を検討する。 ・熱回収を行う業者への処理委託を検討する。			
	※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

2024（令和6）年度の産業廃棄物発生量及び2025（令和7）年度の目標

※【目標】:R.7年度の目標＝ R.6年度の実績*0.97(3%削減)

(单位: t/年)

[illegible]

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第 1 面)

産業廃棄物処理計画書	
令和 7 年 6 月 2 4 日	
豊橋市長 殿	
提出者	
住所 豊橋市中原町字地歩 2 4 番地の 1	
氏名 井村屋フーズ株式会社	
代表取締役社長 近藤 久嗣	
電話番号 0 5 3 2 - 4 1 - 1 1 9 1	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	井村屋フーズ株式会社 中原工場
事業場の所在地	豊橋市中原町字地歩 2 4 - 1
計画期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	コード 0 9 食料品製造業
② 事業の規模	6, 9 7 2, 0 0 0 千円
③ 従業員数	1 8 5 人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	: 廃プラスチック A → 処理委託業者に委託しセメント R P F 燃料として再資源化 一部処理業者に有価物として排出、原料に再資源化 : 廃プラスチック類 B → 処理委託業者に委託し、1 部 R P F 燃料として再資源化 りは焼却後埋立処理 汚泥 A → 処理委託業者に委託し、肥料として再資源化 : 汚泥 B → 処理委託業者に委託し焼却後セメント原料として再資源化 : 動・植物性残渣 A → 処理委託業者に委託し、肥料として再資源化 : 動・植物性残渣 B → 処理委託業者に委託し、焼却後セメント原料として再資源化 : 廃油 → 処理委託業者に委託し、補助燃料として再資源化 : ガラスと金属屑の混合物 → 処理委託業者に委託し、破碎後原料として再資源化 : 汚泥と金属屑の混合物 → 処理委託業者に委託し焼却後セメント原料として再資源化 : ガラス屑、金属屑 → 処理委託業者に委託し圧縮後埋立て処理

(日本工業規格 A 列 4 番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 環境管理責任者 廃棄物担当部署 産業廃棄物処理管理者 特別管理産業廃棄物管理者			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（ 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量		
	(これまでに実施した取組) 取組は行なっていません。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 汚泥その他9品目について社内分別を実施しています。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 社内分別を継続して実施していきます。		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量		
	(これまでに実施した取組) 自ら再生利用は行なっていません。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		
	(今後実施する予定の取組) 自ら再生利用の予定はありません。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量		
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量		
	(これまでに実施した取組) 排水汚泥の脱水を実施		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		
	(今後実施する予定の取組) 排水汚泥の脱水を継続		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				
①現状	【前年度（ 6 年度）実績】			
	産業廃棄物の種類		別紙のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量			
	(これまでに実施した取組) 本件について実施している事項はありません。			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類		別紙のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量			
	(今後実施する予定の取組) 今のところありません。			
産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
①現状	【前年度（ 6 年度）実績】			
	産業廃棄物の種類		別紙のとおり	
	全処理委託量			
		優良認定処理業者への処理委託量		
		再生利用業者への処理委託量		
		認定熱回収業者への処理委託量		
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		
	(これまでに実施した取組) 委託先処理業者の実地確認を継続します。			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		別紙のとおり
	全処理委託量		
		優良認定処理業者への処理委託量	
		再生利用業者への処理委託量	
		認定熱回収業者への処理委託量	
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	(今後実施する予定の取組) 委託先処理業者の実地確認を毎年していく。		
	※事務処理欄		

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の八別紙

令和6年度の産業廃棄物発生量及び令和7年度の目標

[illegible]